

# 【記入例】

# 給水装置情報閲覧申込書

令和5年 4月 3日

この用紙1枚で3ヶ所の給水装置場所の閲覧申込が可能です。

必ず**黒色のインク**で、下表の白い箇所に内容をご記入下さい。

住居表示(○番口号)がある場合は、地番(×番地△)ではなく住居表示で記入して下さい。

1. ご自身の情報を記入して下さい。※2枚以上提出される場合2枚目以降の申込者欄の記入は不要です。

申込者	住所	札幌市中央区大通東11丁目23番地		
	会社名	上水道設備工業(株)	指定事業者番号	1 - 123
	閲覧者氏名	水道 太郎	電話番号	011-211-7081
	閲覧目的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去等、給水装置工事申請に係る調査 <input checked="" type="checkbox"/> 配水管・給水引込み管の布設(埋設)状況の調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

2. 閲覧を希望する内容を記入して下さい。



3. 水道局職員に必要書類を提示し閲覧許可を受けて下さい。



閲覧①	給水装置場所 [住居表示]	札幌市 東 区 東苗穂2条3丁目2-23 住居表示(○番口号)がある場合は、地番ではなく住居表示でご記入下さい。			閲覧項目	<input type="checkbox"/> 管理図	<input type="checkbox"/> 給水台帳	水道局確認印 (印)
	閲覧項目	管理図	管理図番号	07 - 10 - 14	確認書類	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 契約書写し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		給水台帳	閲覧図書	<input checked="" type="checkbox"/> 専用栓 / <input type="checkbox"/> 共用管 <input type="checkbox"/> 配水補助管 / <input type="checkbox"/> 配水管路		特記		
			水栓番号 管路番号	302172~302177、3210123			調査件数 件	協会出力 枚

閲覧②	給水装置場所 [住居表示]	札幌市 区			閲覧項目	<input type="checkbox"/> 管理図	<input type="checkbox"/> 給水台帳	水道局確認印 (印)
	閲覧項目	管理図	管理図番号	—	確認書類	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士		
		給水台帳	閲覧図書	<input type="checkbox"/> 専用栓 / <input type="checkbox"/> 共用管 <input type="checkbox"/> 配水補助管 / <input type="checkbox"/> 配水管路		特記	水道局確認欄	
			水栓番号 管路番号	—			調査件数 件	協会出力 枚

閲覧③	給水装置場所 [住居表示]	札幌市 区			閲覧項目	<input type="checkbox"/> 管理図	<input type="checkbox"/> 給水台帳	水道局確認印 (印)
	閲覧項目	管理図	管理図番号	—	確認書類	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 契約書写し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		給水台帳	閲覧図書	<input type="checkbox"/> 専用栓 / <input type="checkbox"/> 共用管 <input type="checkbox"/> 配水補助管 / <input type="checkbox"/> 配水管路		特記		
			水栓番号 管路番号	—			調査件数 件	協会出力 枚



4. 閲覧窓口へ提出して下さい。  
(閲覧に際しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従って下さい。)

閲覧において知り得た個人情報(個人が識別できる住所及び氏名などの他、家屋の間取り、利害関係事項等)は、個人のプライバシー保護並びに基本的人権を侵害することのないよう十分な配慮を行い、使用目的(上記表に記した閲覧目的)以外に使用しないでください。また、使用後不要となった書面は、焼却等の方法により廃棄してください。